

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月19日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社TYホールディングス
【報告者の住所又は所在地】	東京都渋谷区神宮前五丁目5番6号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル21F 株式会社ブリッジ総合会計事務所
【電話番号】	03 - 5733 - 2651
【事務連絡者氏名】	取締役 小川 雅義
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社TYホールディングス (東京都渋谷区神宮前五丁目5番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社TYホールディングスをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ユニパルス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

ユニパルス株式会社

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式
新株予約権

- イ 平成21年12月18日開催の対象者定時株主総会及び平成22年11月8日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）
- ロ 平成23年12月16日開催の対象者定時株主総会及び対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といい、第4回新株予約権及び第5回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）

(3) 【公開買付期間】

平成25年2月4日（月曜日）から平成25年3月18日（月曜日）まで(30営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,031,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（3,432,724株）が買付予定数の下限以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成25年3月19日に株式会社東京証券取引所において報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	3,432,724(株)	3,432,724(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券()		
株券等預託証券()		
合計	3,432,724	3,432,724
(潜在株券等の数の合計)		()

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	34,327
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	16,871
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	800
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(g)	49,979
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	93.55

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が平成24年12月14日に提出した第44期有価証券報告書に記載された総株主の議決権の数です。

ただし、本新株予約権も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(5,377,500株、なお、対象者によると、平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数は5,377,500株から変更はなく、平成24年9月30日以降、公開買付者が平成25年2月4日に提出した公開買付届出書の提出日までの間、本新株予約権の行使により増加した対象者株式はないとのことです。)に、同有価証券報告書に記載された平成24年11月30日現在の本新株予約権の数(4,742個)の目的となる対象者株式の数(474,200株)から対象者より報告を受けた平成24年11月30日以降平成24年12月31日までに行使により減少した第4回新株予約権215個の目的となる対象者株式の数(21,500株)を控除した対象者株式の数(452,700株)を加算した数(5,830,200株)から、対象者が平成24年11月9日に公表した「平成24年9月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された対象者が平成24年9月30日現在所有する自己株式数(378,800株)から対象者より報告を受けた平成24年9月30日以降平成24年12月31日までに減少した自己株式数(21,500株、当該減少は上記の第4回新株予約権の行使に基づく自己株式の処分によるものとのことです。)を控除した数(357,300株)を控除した対象者株式の数(5,472,810株)に係る議決権の数(54,728個)を「対象者の総株主等の議決権の数(個)(g)」として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。